

平成30年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年10月26日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 文 化 会 館	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	㊟ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
㊟ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 立山 義典	○ 村田 勝美	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	
○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞	
○ 松尾 和広	○ 紙本 政信	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
14 番 山 本 鉄 美	17 番 崎 村 康 子	

事務局長

皆様、こんにちは。

今日は、志佐宮日、また、週末は水軍祭りが開催されるため、会場が文化会館となっており、皆様にはご不便をおかけしております。

さて、8月20日からおこなってまいりました農地パトロールですが、10月2日の鷹島地区で終わることができました。委員の皆様には、大変お忙しい中にご協力いただきまして、ありがとうございました。

また、最適化推進アンケートについては、農地台帳システムの不具合で、予定の9月からずれ込んでおりましたが、手作業で市内の農地所有者全戸の調査用紙がほぼ出来上がっております。農業嘱託員に対し、11月中旬以降にアンケートの配布と回収にかかる説明会を実施し、その際にアンケートを配布したいと考えておりますので、その際には、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日は「農業者年金の取り組みについて」、「農業新聞の購読拡大に向けた取り組みについて」、「視察研修について」の3点を、総会終了後にご説明いたしますのでよろしくお願いたします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、10月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様、こんにちは。本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。

皆様方に、お知らせとお願いをしておきたいと思います。徳島県阿南市の元農業委員が農地転用の便宜を図った見返りに申請者から現金を受け取り、収賄容疑で逮捕されております。農地制度の運用にあたって、農業委員が運用上の容疑で逮捕されるということは、非常に遺憾なことでありまして、全国で一生懸命に活動している中で、水を差すという大変残念なことです。農業者からしますと、裏切り行為といえますか、信頼を裏切るというようなことでございます。農業委員会といえますのは、公的な許認可事務を行っておりまして、重要な職務を行っておりますので、こういうようなことのないように、私ども農業委員会としましても、公正公平な職務の遂行に向けて綱紀の粛清を図っていかなければならないというふうに思っております。こういう事件が起きたというご報告と、今後の公平な職務の遂行に向けて取り組んでいただきたいというお願いでございます。

それでは、議事に入っていきたいと思います。本日欠席届が出されている委員は、9番の崎田委員、13番の田中晴美委員でございます。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。14番の山本鉄美委員、17番の崎村委員、よろしくお願いたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。

総会資料の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について、ご説明いたします。

1件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町板橋免の6

筆、地目は畑、合計面積が 4,869.24 m²、通知年月日が平成 30 年 9 月 21 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 25 年 6 月 20 日から平成 31 年 6 月 19 日までの 6 年となっておりますが、経営規模を縮小したいとのことで借人の都合による解約になります。

2 件目は、貸人、借人が記載のとおりで、農地の所在が御厨町板橋免の田 4 筆、畑 7 筆、計 11 筆、合計面積 8,833 m²です。通知年月日が平成 30 年 9 月 21 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 26 年 6 月 20 日から平成 32 年 6 月 19 日までの 6 年となっておりますが、経営規模を縮小したいとのことで借人の都合による解約になります。

3 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町笛吹免の 2 筆、地目は田、合計面積 1,969 m²。通知年月日が平成 30 年 10 月 10 日、同日受付です。使用貸借契約期間は平成 23 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 10 年となっておりますが、契約方法を農地中間管理事業に変更するための解約になります。

4 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町笛吹免の 10 筆、地目は田、合計面積 12,179 m²。通知年月日が平成 30 年 10 月 10 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 29 年 4 月 28 日から平成 35 年 6 月 19 日までの 6 年となっておりますが、契約方法を農地中間管理事業に変更するための解約になります。

5 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町池成免、地目は田、面積 2,176 m²。通知年月日が平成 30 年 10 月 10 日、同日受付です。使用貸借契約期間は平成 28 年 1 月 27 日から平成 38 年 1 月 26 日までの 10 年となっておりますが、契約方法を農地中間管理事業に変更するための解約になります。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

平成 30 年 9 月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	452 m ²	H30.10.15 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	2,442 m ²	H30.10.15 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	発電用施設用地	1		1,580 m ²	1,580 m ²
第5条	一般個人住宅	1		448 m ²	448 m ²
計		2		2,028 m ²	2,028 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		17	113,644 m ²	46,596 m ²	160,240 m ²
	賃借権	3	12,179 m ²	4,641 m ²	16,820 m ²
	使用貸借	14	101,465 m ²	41,955 m ²	143,420 m ²
計		17	113,644 m ²	46,596 m ²	160,240 m ²

意見書関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		12	113,644 m ²	44,916 m ²	158,560 m ²

承認関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3		2,899 m ²	2,899 m ²

議長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいですね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第 63 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。事件番号 1 番。現地の位置図を議案の 55 ページ及び 56 ページに、字図は 57 ページに、配置図は議案の 58 ページに添付しております。申請地は、御厨町前田免、地目：畑、1,580 m²です。当該案件は、8 月 28 日の総会の折、排水対策の関係もあり、保留、継続審議になっていたところであります。その後、転用事業者と隣接者とで現地立会が行われております。排水対策する上で、溜柵や側溝等の整備を行うとした場合、転用事業者が、資金面、予算面において可能かどうか、現在、調正検討されている状況であります。と言う経過状況を先月 9 月 26 日の総会の折、お話しておりましたが、その後再度、所有者、隣接者等再度立会をされた結果、当初事業計画では、申請地を現状のまま利用することになっておりましたが、少し盛土、切土を施し県道側へ排水するように計画を変更される予定であります。当該案件につきましては、当初の事業計画が変わってくることもありまして、一旦取下げをされる予定であります。再申請は、12 月頃になる予定であります。

以上、経過報告でございます。

議 長

議案の説明が終わりました。松田委員の方から経過を説明いただけますか。

推進委員

推進委員の松田です。今月の 23 日に地主さんと、地元委員の梶山委員、私、それから会社の方と再々度立会いをしてきました。その結果、農業委員会に提出していた排水計画では無理だということで、土地をならしてみ、県道側溝に流すように、計画を練り直して 12 月の総会には間に合うように書類を作ってくるそうです。また、周辺地域の農家の方々の同意書を添えて出したいということです。整地の計画書ができれば一度私たちに確認されるそうです。以上です。

議 長

ありがとうございました。この案件につきましては、申請者の方から一旦取り下げをして、12 月の委員会に再度出したいということですので、そういう取り計らいをしてもよろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

よろしいですね。それでは、そういうことでよろしくお願ひします。

次に、議案第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局

4 ページをご覧ください。議案第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事件番号 1 番について申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を議案の 55 ページ、59 ページに、字図は 60 ページに添付しております。申請地は、志佐町里免、地目の 2 筆です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。農地の区分は、申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であることから第 3 種農地地区となります。転用の目的は、一般個人住宅 1 棟を新築するものであります。配置図は、議案の 61 ページに、平面図は議案の 62 ページに添付しております。造成計画は、現状のまま使用することとなっております。申請地の周囲は宅地と道路であり農地はありません。排水計画は、雨水排水は、既存の排水管を通じて市道側溝へ放流。汚水及び生活雑排水は公共下水道に接続することとなっております。資金計画は全額借入で資金証明書が添付されております。

以上の状況により、特に問題無いものと判断いたしました。

よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議 長

議案の説明が終わりました。地元委員の方から説明をお願いいたします。大石委員お願いします。

推進委員

推進委員の大石です。この前、事務局と担当委員さんと共に確認してきました。辻の尾は、区画整理をされているところです。場所は中学校の交差点から江口野山線に行くところです。地目は畑となっていますが、市が宅地として造成されたところで、設備も整っていますので、特に問題はないと思います。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地確認に行かれた委員さんからもお願いいたします。

14 番

14 番 山本です。22 日に地元委員及び事務局と確認に行きました。東側が住宅、西も住宅ということで、特に問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件に関しまして、何かご意見等ございませんか。

何かございませんか。

何もございませんね。こちらは、住宅地として開発されたところでございますので、公共下水道等も入っておりますし問題ないところではないかと思っております。

申請どおり許可することに、異議はございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって許可相当と意見を付して進達するものとしたします。

次に、議案第 81 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 総会資料の 5 ページをご覧ください。議案第 81 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 10 月 29 日としております。6 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。7 ページに賃貸借権再設定分、賃貸借新規設定分、使用貸借再設定分を、8、9 ページに使用貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。

担当地区の委員さんにつきましては、もう一度お目通しをしていただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、計画どおり決定したいと思います。公告予定を 30 年 10 月 29 日といたします。

次に、議案第 82 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。これは、農業委員さんに関係するものでございますので、関係委員さん、退席をお願いいたします。

(関係委員 退席)

事務局 それでは、総会資料の 14 ページをご覧ください。議案第 82 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。こちらは、委員さん関係分になります。公告予定日を平成 30 年 10 月 29 日としております。15 ページに使用貸借に係る新規設定分を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。

この件に関しまして、何かご意見等はございませんか。

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議は

ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は計画どおり決定することとし、公告予定を 30 年 10 月 29 日といたします。

次に、議案第 83 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

（ 関係委員 着席 ）

事務局 総会資料の 18 ページをご覧ください。議案第 83 号 農用地利用配分計画（案）についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。こちらにつきましては、先ほど説明しました利用集積計画と合わせてご覧いただきたいと思っております。

19 ページをご覧ください。公社から A 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借契約になります。20 ページに A 氏の経営状況を記載しております。

21、22 ページは公社から B 氏に貸付ける分で、同じく 10 年間の使用貸借になります。23 ページに B 氏の経営状況を記載しております。

24 ページは公社から C 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借契約になります。25 ページに C 氏の経営状況を記載しております。

26 ページは公社から D 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。27 ページに D 氏の経営状況を記載しております。

28 ページは公社から E 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。29 ページに E 氏の経営状況を記載しております。

30 ページは公社から F 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。31 ページに F 氏の経営状況を記載しております。

32 から 34 ページは公社から G 氏に貸付ける分で、32 ページは 5 年間の使用貸借、33 ページは 10 年間の使用貸借、34 ページは 10 年間の賃貸借になります。35 ページに G 氏の経営状況を記載しております。

36 ページは公社から H 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。37 ページに H 氏の経営状況を記載しております。

38 ページは公社から I 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。39 ページに I 氏の経営状況を記載しております。

40 ページは公社から J ㈱に貸付ける分で、10 年間の賃貸借になります。

41 ページは J ㈱の経営状況を記載しております。

43 ページは公社から K 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借になります。

44 ページに K 氏の経営状況を記載しております。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

- 議 長 議案の説明が終わりました。
配分計画につきまして、何かご意見等はございませんか。
- 推進委員 推進委員の早坂です。年齢が 86 歳とあるのは 68 歳の間違いではないでしょうか。
- 事務局 間違いございません。こちらは、ご自分の農地を中間管理機構に貸して、中間管理機構から借りるようにされております。もしご自分が作れなくなられた場合には、公社の方で探す環境が作られたということでございます。
農地に着目するというところで、機構に貸し出す際の年齢制限はございません。
- 議 長 よろしいでしょうか。
- 推進委員 推進委員の早坂です。はい。
- 議 長 他に何かございませんか。
- (意見等なし)
- それでは、問題ないという意見書を提出するものといたします。
次に、議案第 84 号 農用地利用配分計画 (案) についてを議題といたします。こちらは、農業委員さんに関係する分でございますので、関係委員の退席をお願いいたします。
- (関係委員 退席)
- 事務局 47 ページをご覧ください。議案第 84 号 農用地利用配分計画 (案) についてでございます。こちらは、委員さん関係分になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。
48 から 50 ページに公社から L 氏に貸付ける分を記載しております。全て 10 年間の使用貸借になります。51 ページに L 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 議案の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。
配分計画につきまして、何かご意見等はございませんか。
- (意見等なし)
- よろしいでしょうか。
- 委 員 はい。

議長 それでは、配分計画どおり決定することといたします。
(関係委員 着席)

次に、議案第 85 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。54 ページをお開き下さい。

それでは、最初の案件について、ご説明致します。M氏からの申し出によるものです。現地の位置図を議案の 55 ページに添付しております。対象地は、星鹿町岳崎免字、地目：畑の 2 筆であります。4 月 23 日に農業振興地域内の農地について、農業振興地域整備計画の変更に基づき、農用地除外の案件の折に現地確認をしていたところでございます。この度、非農地通知の申し出がっております。さらに、この夏の猛暑で草木が一段と生い茂っている状況です。申し出の土地は、現況、原野の申し出がありました。今、ご覧頂いたようにすでに荒廃しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、「可」が妥当だと判断しておるところであります。

3 件目は、N氏からの申し出によるものです。対象地は鷹島町神崎免、地目は畑、面積は 1, 002 m²です。申請者の父が野菜やお茶等を栽培していた畑ですが、耕作をやめ、20 年以上が経過しています。現況を確認したところ、雑木がかなり自生し、山林化しているため、農地に復旧するには困難な状況です。

ご審議、よろしく願いいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、地元委員のご意見を伺いたいと思えます。まず、星鹿の 2 件分を、松瀬委員からお願いします。

推進委員 推進委員の松瀬です。先ほどの事務局の説明どおりでありまして、数十年来耕作されておりません。現地は雑木が生い茂り、農地に戻すことは不可能だと思いました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。次に 3 件目について、川下委員をお願いします。

推進委員 推進委員の川下です。今、事務局の方から詳しく説明があったとおりでございます。この件は農地パトロールの折にも皆さんと一緒に確認していただいたわけですが、農地に戻すことは困難ではないかということで非農地が適当ではないかというお話があったわけでございます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。申し出のあった 3 件につきましては、地元委

員さんからも、非農地通知を出すことが適当だろう、農地に戻すのは困難だというようなご意見がありました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この件に関しまして、ご意見等はございませんか。

10 番 10 番 吉原です。文言にこだわるわけではありませんが、「農地に戻すのは困難である。故に～」というのは、どうも引っかかるわけですが、重機さえ入れれば農地には戻ると思っています。ただ、費用対効果の面があるし、先ほど松瀬委員さんからご発言のあった、「非農地通知を出すのが妥当だ」というような文言の方がいいような気がします。「困難」という文言で今まで何も差しさわりがなかったのならそれでいいのですが、私としましては少し引っかかります。

事務局 事務局から簡単にご説明します。非農地通知を発行する場合に、もちろん、山林原野化していることが条件になってきますが、伐採・耕耘等で容易に農地に戻らない形状のものを非農地判断としましょうというのが正式な表現となりますので、これからの説明の文言を改めた方がいいのかなと考えますので、少し変えさせていただきます。

10 番 10 番 吉原です。今の局長の説明のような文言であれば、適正な感じがしますので、できましたらそのようにしていただければ幸いです。よろしくをお願いします。

事務局 それでは、吉原委員からのご意見のとおり、文言を変えるようにいたします。

推進委員 推進委員の松瀬です。今の件についてですが、その農地に行くにも大きい道はないし、認定農家でも雑木が生い茂れば、機械を入れてきれいにし、「ただでもいいので耕作してよ」と言っても、誰も借りる人はいません。太陽光発電施設を設置するということで業者が伐採することになっていきます。そういうふうには荒れたところは誰もしませんから、ここを、また農地にするのは難しいと思います。以上でございます。

議 長 他に何かございませんか。

今、意見が出ていますように、非農地荒廃農地の判断については難しいところがあります。どの程度のものに非農地通知を出していいものかどうか。どの程度のものが農地に戻せるかどうかですね。それと、農地に戻す場合も、吉原委員が言われたように、大きな重機もありますから、やろうと思えばできますね。ところが、戻しても後の管理ができないというようなことが出てきますので、そこのところの判断というのが難しいところもあります。その方の経営状況、後継者問題、道路の問題等を総合的に判断していかなければならないと思います。

だから、最終的には地元の委員さん判断というのが重要になってきます。

他に何かございませんか。

推進委員

推進委員の松田です。農地を太陽光発電施設用地にする時には、農業委員会を必ず通さないといけません。この件のように、非農地にした後に太陽光発電施設用地となる時は農業委員会は通りません。そういった場合に、排水等の問題が出てきた時などに、地元の同意の確認等をする機関がどこかにあるのでしょうか。

事務局

地目が農地以外になれば、表示登記が変わります。そうなってくると、そこは、山林原野となって農業委員会は一切通らなくなります。農地法の適用であったとしても、同意書については、近隣の農地に被害を与える場合のみです。そういうことなので、農地法の権限が及ばないということと、同意をとる者の根拠が無くなっていくわけです。地域の方との話し合いができていないと、後からトラブルが起きる場合があります。「大規模な施設を計画される場合は、地域の方によくお話をされた方がいいですよ」ということぐらいしかできません。

議 長

県下でも、3町とか4町という広い太陽光発電施設ができておりますが、そこは、農地ではないところもあります。大きいところでは、ゴルフ場の後地で、全部太陽光発電施設になったところがあります。そういうところは、農地法の適用を受けませんので認可されます。ところが、それまでは、ゴルフ場だったので適正に管理をされていたところが発電施設になりますと、出てくるのは水の問題です。そういうことで、その申請地では、かなり地元の反対者が出たそうです。最終的にはできていますが、そうなる地域との協議になってくると思います。だから、地域の皆さんは、しっかり関係者と協議をしていかざるをえないということになると思います。

推進委員

推進委員の松田です。その場合は、地域には全く無許可でしていいというふうになっているのでしょうか。それとも、説明なり何なりをしなければならぬとなっているのでしょうか。

事務局

松浦市は確か 10,000 m²だったと思いますが、それ以上の開発をするときは、開発協議というものを必ず行政と行ってくださいとなっています。開発協議の場合は県と、建設課、農林課、水産課等を含めたところで、全体と協議をしたうえで、影響が無いという場合にのみ、確認を取ってからしか事業には入れないということになりますので、一定以上の広さの場合は、協議をする場があるということになります。ただ、地元住民への説明等は、業者に対して、こちらから確実にしてくださいということはお伝えしますが、確認まではとれていないので、はっきりしないところがあります。

推進委員

推進委員の鈴立です。施設を設置する場合、そこが山林であれば、業者

は、行政に対して許可申請等しなくてもいいのでしょうか。

事務局 その土地を切り盛りする場合は、300 m²を超えると市民生活課に届け出が必要となります。ただ、300 m²を超えない場合は届け出をする必要はありません。それと、地域的に地滑り防止区域内だとか遺跡があるとか色々な所がありますので、もしそういう地域である場合は、地滑り防止区域であれば建設課、遺跡であれば教育委員会、山林の場合は伐採届けを農林課へ、届け出は必ず必要になってきます。

議 長 他に何かありませんか。

 (意見なし)

 それでは、申出どおり非農地通知を交付することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は、申出のとおり非農地通知を交付するものといたします。

 以上で全ての付議事項の審議は終わりました。ここから、協議事項に入ります。

事務局 それでは、最初にお話ししましたとおり「農業者年金の取り組みについて」、「農業新聞の購読拡大に向けた取り組みについて」、「視察研修について」の3点を、各担当よりご説明いたします。

 (以下の順で説明)

- 農業者年金の取り組みについて …………… 森田
- 農業新聞の購読拡大に向けた取り組みについて… 辻田
- 視察研修について …………… 森田

議 長 皆様方の方から、総括して何か質問等はございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。私の地区では農地を貸してもいいという方がいらっしゃるのですが、借りる方がいないという状況です。中間管理機構に貸し出す場合は、借り手が決まっていなければ受け付けないということですが、借り手が決まっていれば、何も中間管理機構を通す必要がなく、普通の貸し借りをすればいいわけで、そうなってくると、中間管理機構の存在というのは何なののでしょうか。貸借の時に中間管理機構を使うメリットというのは何かありますか。

事務局 中間管理機構の基本的な考え方は、農地に着目するということが一番で

す。人ではありません。ですから、ご高齢の方でも農地が優良であれば中間管理機構が借りて、作り続けることができる環境を整えようという考え方です。ずっと先の将来、農地中間管理機構が地域の一体の農地全てまとめて借り上げていこうという、できるだけ耕作する方の労力を分散させずにといいことで作られています。貸し借りの制度は、先ほどおっしゃったとおり農地法の3条であったり、経営基盤強化促進法であったり、中間管理事業法があるんですが、中間管理事業法だけが、中間管理機構を通します。機構を通すことで、最終的に作りきれなかつたりしたときも含めて、担い手の方がまとめて作れるようにしていくというのが目的です。それから、今、優良な農地を耕作している方が、将来病気などで作れなくなったという時に、3年間は中間管理機構で管理をしながら次の耕作者を探しましょうというものです。出し手のメリットについては賃借料を機構が立て替えて、借り手が作れなくなった時でも、3年間は賃借料を保証してくれることです。こういうことで、将来的な農地の集積のために行っている事業が中間管理事業です。今までの農地法や経営基盤強化促進法とは、ちょっと色が異なっていると理解していただければと思います。農地中間管理事業を推進するのが農業委員さんと推進委員さんの役割ですよというふうに農業委員会法が改正されております。農地を荒れないように守っていくという先に、担い手の方が作りやすい環境を作っていくということがありますので、そのことに向けて将来農地が荒れないように考えていきましょうというのが大きなテーマになっています。

公募をして借りたい人と貸したい人のすり合わせを行いますというのが根幹でした。国が考えていた、「公募」というのが、実は優良農地だけだったんです。要は、関東平野とか佐賀平野のような広い農地で、公募をすれば誰か手を上げるというのがベースにあって中山間のような小さい個人しか作れないような農地を公募しても誰も手を上げないというところは受けきれないというのが、今の中間管理機構の現実でありまして、受けきれずにいるということになっています。地域外等で農地を借りたいという人がいれば貸していいですよというのを掌握しようとしているのが、今回行おうとしている農地流動化に向けたアンケートです。6月か7月の総会の折に皆様にお配りしているアンケートの様式の中を見ていただくとお分かりになると思いますが、貸すとしたら地域内ですか、近隣がいいですか、地域外でもいいですか、誰でもいいですかという項目があります。そちらの内容をチェックして、地域外でもいいという方がいらっしゃれば、近隣の農業委員さんにご相談されて、そこを繋げてあげるというのがひとつの手段です。その手段の中の一つとして、人農地プランのコピーをお渡ししていたかと思いますが、その中に認定農業者の名簿が入っていますので、そういうものを活用しながら、好意的なすり合わせをしていただきたいなと考えております。以上です。

推進委員

推進委員の早坂です。そうしますと、意向調査を行った結果を何らかの形で農業委員、推進委員以外にもお知らせしていくということですね。

- 事務局 個人情報ですので、農業委員、推進委員さんにしか公表いたしません。農業委員、推進委員さんは特別職の公務員となりますので、守秘義務があります。守秘義務を破ると罰則規定もあるわけなんですけど、守秘義務がある方にしか個人情報はお渡しできません。
- 推進委員 推進委員の早坂です。今の仕組みですと、1件1件農業委員に確認していかないと分からないわけですよ。そうではなくて、個人情報に係る分は除いて、せめてこの地区にこれだけの面積がありますよというぐらいの発信はできないのですか。
- 事務局 平成22年、23年に農業委員会で実施したことがあります。地図情報の中に貸したい等の農地を全部出してしまっていて、地図全部をくっつけて、担い手の方に集まっていたら、農業委員さんにも来ていただいて、支所等の会議室でマッチング会というものを開催しております。必要があれば今後もそのような会は開いていきます。ただし、まだ今は情報が足りないの、アンケート結果をベースに考えるしかありません。それと、近隣の農業委員さんと連携しながら調整をしていただきたいと思います。自分が持っている情報だけでは足りないからですね。
- 推進委員 推進委員の早坂です。支所とか職場にそういう情報が集まった場合に、欲しいということであれば、そこに見に行けばいいわけですね。
- 事務局 ずっと置いているわけではないです。日にちを決めてマッチング会をするということです。
- 推進委員 推進委員の早坂です。マッチング会以前に、この辺を借りたいけどということで情報を確認することはできないわけですか。
- 事務局 それこそ、農業委員、推進委員さんに聞いていただくしかないです。近隣の農地の情報を持っておられるのが農業委員、推進委員さんですから。その農業委員、推進委員が、近隣の農業委員、推進委員と協力合ってマッチングしていくのが普通の形のマッチングですね。そういうのがたくさん出てきた時にマッチング会を開いた事実がありますよということです。
- 議長 中間管理事業は4年が経とうとしています。これは、5年で見直すということになっています。見直し作業が今行われております。31年度の予算編成の中でも、中間管理事業の予算が検討されております。その中身を見ていますと、与党の中からも中間管理事業はこれでいいのかという意見が結構出ています。やはり、これは必ずしも100%良いものでもございません。いろいろ問題点もあります。ただ良いところもあります。それで、国もこの事業は存続させたいという考えを持っております。長くせずに見直しもされてくるんじゃないかなと思っております。
- 農地法あるいは農業委員会法の中でも、農地中間管理機構との連携活動

ということを謳われていますので、法令的に定められた仕事となっているものは、組織として取り組まざるを得ないと考えております。

何かほかにございませつか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、以上で終わらせていただきたいと思ひます。

次回開催予定を11月26日月曜日13時30分市民ホールで開催としております。翌日の27日28日は研修ということになります。研修につきましても繰り合わせてご出席くださいますようお願ひいたします。農業委員会法でも、研修というのが義務付けられておりますので、皆様方の繰り合わせての参加をお願ひしたいと思ひます。それでは、以上を持ちまして10月の農業委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございます。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15 時 10 分